令和4年10月1日以降に保険関係が消滅した事業の令和4年度確定保険料の申告書の書き方

Step 1：フローチャートで計算方法と提出物を確認

以下のいずれかの事業に該当するか。
- ○都道府県及び市町村の行う事業
- ○都道府県に準ずるもの及び市町村に準ずるものの行う事業
- ○港湾労働法第２条第２号の港湾運送の行為を行う事業
- ○雇用保険法附則第２条第１項各号に掲げる事業（農林水産の事業）
- ○建設の事業

○該当 → **二元適用事業**

次のいずれに該当するか。
①有期事業
（一括有期事業を含む）
②継続事業

① → 従前の計算方法から変更なし。 → **申告書** 提出

② → 労災保険と雇用保険を別々の申告書でそれぞれの保険料を申告する。
- ・労災保険に係る労働保険料（※従前の計算方法から変更なし）
  - 労災保険分の通年賃金総額×労災保険率
- ・雇用保険に係る労働保険料
  - 雇用保険分の**前期**賃金総額×**前期**雇用保険率
  - ＋雇用保険分の**後期**賃金総額×**後期**雇用保険率

内訳表②～④の雇用保険分と内訳表⑤で計算した結果を申告書に転記 → **申告書** **内訳表** 提出

×非該当 → **一元適用事業**　**労災保険分の賃金総額と雇用保険分の賃金総額が、同額か、異なる額か。**

同額
前期賃金総額×（労災保険率＋**前期**雇用保険率）
＋**後期**賃金総額×（労災保険率＋**後期**雇用保険率）
内訳表②～⑤で計算した結果を申告書に転記 → **申告書** **内訳表** 提出

異なる額
（労災保険分の**前期**賃金総額×労災保険率＋労災保険分の**後期**賃金総額×労災保険率）
＋（雇用保険分の**前期**賃金総額×**前期**雇用保険率＋雇用保険分の**後期**賃金総額×**後期**雇用保険率）
内訳表②～⑤で計算した結果を申告書に転記 → **申告書** **内訳表** 提出

Step2：内訳表の作成（内訳表の記載要領に従い太枠内を記載）

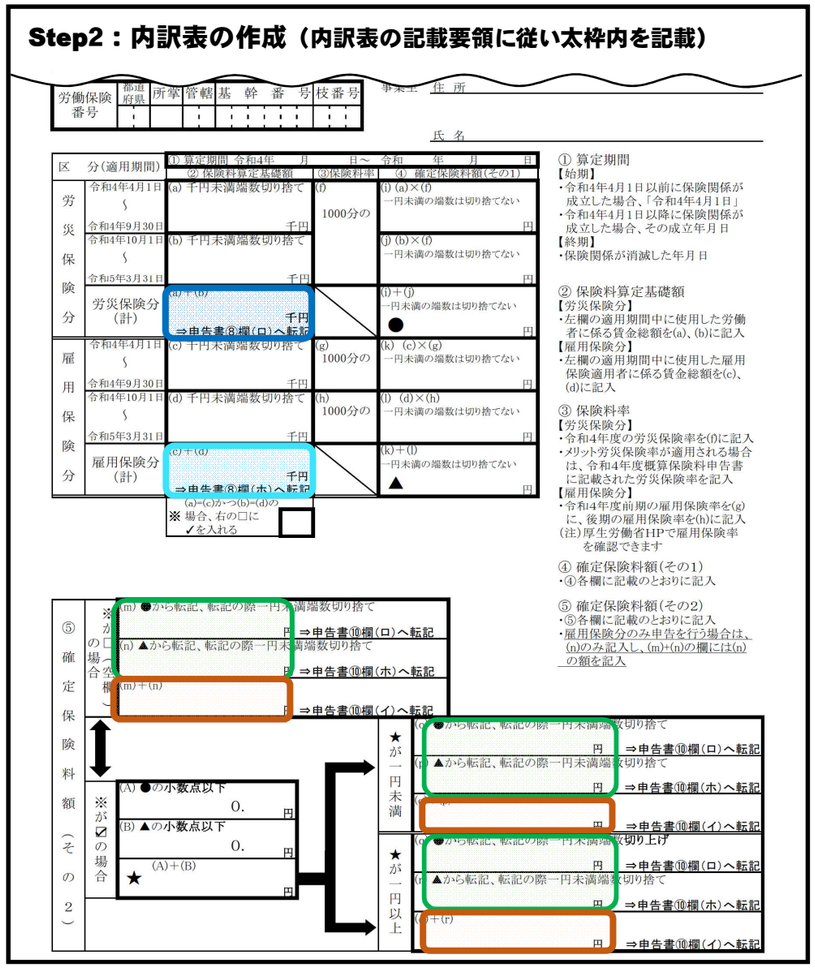

① 算定期間
【始期】
・令和4年4月1日以前に保険関係が成立した場合、「令和4年4月1日」
・令和4年4月1日以降に保険関係が成立した場合、その成立年月日
【終期】
・保険関係が消滅した年月日

② 保険料算定基礎額
【労災保険分】
・左欄の適用期間中に使用した労働者に係る賃金総額を(a)、(b)に記入
【雇用保険分】
・左欄の適用期間中に使用した雇用保険適用者に係る賃金総額を(c)、(d)に記入

③ 保険料率
【労災保険分】
・令和4年度の労災保険率を(f)に記入
・メリット労災保険率が適用される場合は、令和4年度概算保険料申告書に記載された労災保険率を記入
【雇用保険分】
・令和4年度前期の雇用保険率を(g)に、後期の雇用保険率を(h)に記入
(注)厚生労働省HPで雇用保険率を確認できます

④ 確定保険料額(その1)
・④各欄に記載のとおりに記入

⑤ 確定保険料額(その2)
・⑤各欄に記載のとおりに記入
・雇用保険分のみ申告を行う場合は、(n)のみ記入し、(m)+(n)の欄には(n)の額を記入

Step3：申告書へ転記

内訳表の色囲みの数字を
申告書の同じ色囲みの場所に
転記する

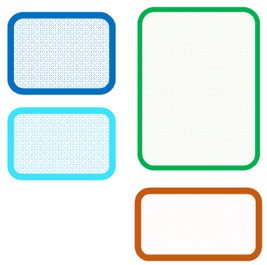

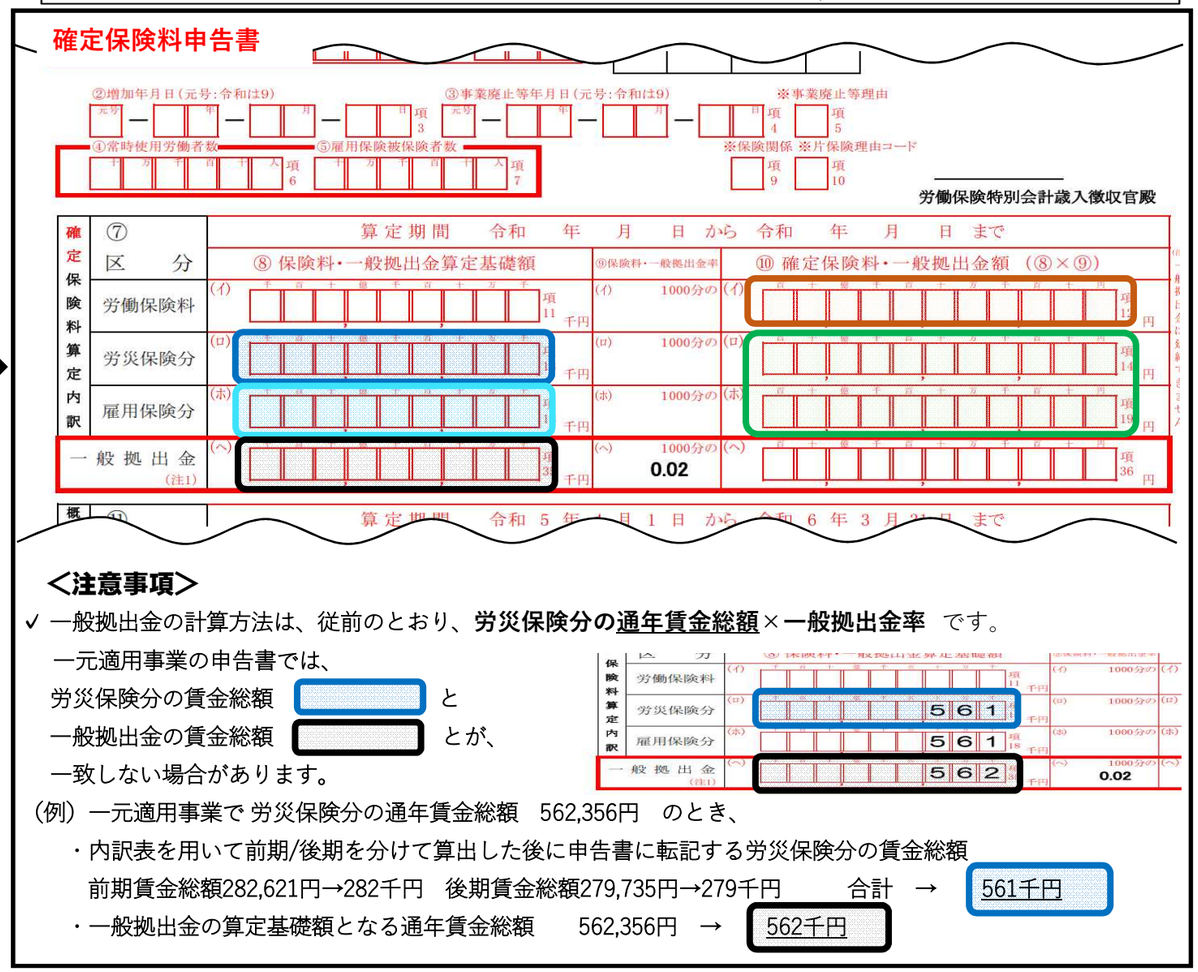

＜注意事項＞

✓ 一般拠出金の計算方法は、従前のとおり、**労災保険分の通年賃金総額×一般拠出金率** です。

一元適用事業の申告書では、
労災保険分の賃金総額 と
一般拠出金の賃金総額 とが、
一致しない場合があります。

（例）一元適用事業で 労災保険分の通年賃金総額　562,356円　のとき、
- ・内訳表を用いて前期/後期を分けて算出した後に申告書に転記する労災保険分の賃金総額
  前期賃金総額282,621円→282千円　後期賃金総額279,735円→279千円　　合計　→　561千円
- ・一般拠出金の算定基礎額となる通年賃金総額　　562,356円　→　562千円